

「議会活動と議員定数等との関連性及びそれらのあり方」最終報告（案）について報告します

I 「議会活動と議員定数等との関連性及びそれらのあり方」の検討経過

平成 20 年 8 月に開催した市民との意見交換会で市民の皆さんから寄せられた数々の貴重なご意見の中で、「議員定数、議員報酬及び政務調査費」に関して、本市の厳しい財政状況の観点から、その削減や見直しを求めるものがありました。一方では、今後の議会運営や議員活動に対して、議会基本条例や市民との意見交換会への評価と相まった期待等も寄せられました。これらを「叱咤と激励」と受け止め、「議会活動と議員定数等との関連性及びそれらのあり方」として「議会・議員活動」はどうあるべきか、それに対する「議員報酬」、「政務調査費」、「議員定数」は、どうあるべきかといった検討をまいりました。今回、その内容が最終報告（案）としてまとまりましたので、市民の皆さんに報告いたします。

平成 20 年 8 月	第 1 回市民との意見交換会
平成 20 年 10 月 14 日	政策討論会・全体会 ⇒ テーマの確認・検討の枠組み等
平成 21 年 1 月 23 日	第 1 回 議会制度検討委員会 ⇒ 検討の枠組み、基本手順等
平成 21 年 2 月	第 2 回 市民との意見交換会
平成 21 年 2 月 12 日～	政策討論会・全体会 ⇒ 江藤俊昭山梨学院大学教授による講演 第 2 回 議会制度検討委員会 江藤教授との意見交換 第 3 回～第 5 回 議会制度検討委員会による検討
平成 21 年 5 月	第 3 回 市民との意見交換会
平成 21 年 5 月 28 日～	第 6 回～第 12 回 議会制度検討委員会による検討
平成 21 年 10 月 19 日	政策討論会・全体会 議会制度検討委員会から中間報告
平成 21 年 11 月	第 4 回 市民との意見交換会(中間報告)
平成 21 年 12 月 25 日～	第 13 回～第 17 回(平成 22 年 5 月 14 日まで)議会制度検討委員会による検討
平成 22 年 5 月	第 5 回市民との意見交換会
平成 22 年 7 月 16 日～	第 18 回～第 25 回(平成 22 年 10 月 19 日まで)議会制度検討委員会による検討
平成 22 年 10 月 25 日	政策討論会・全体会 議会制度検討委員会から最終報告(素案)の報告 最終報告(案)の決定、議員定数(案)の決定

II 検討にあたっての基本的な考え方

この検討にあたっては、はじめから行革の論理（いわゆる最小の経費で最大の効果という効率性の追求）による「議員定数、議員報酬及び政務調査費」の削減ありきではなく、議会基本条例を踏まえ、今後の議会活動や議員活動のあり方を見定めながら、議員定数や議員報酬、政務調査費について検討することとしました。

これは、「行政改革の論理は最小の経費で最大のサービスをという効率性の追求である」のに対し、「議会改革の論理は地域民主主義の充実・実現」であり、両者は異なるというところからきているものです。

この地域民主主義の実現とは、「住民の意見を聞き、議員間で議論し、議会として意思を決定・提示することを通じて、行政改革、さらには市政発展を実現する」ということです。

そのことをとおして、議会・議員は、長が提案する予算や議案を審議し、行政に無駄がないかどうかという監視と、場合によっては政策提案を通じて、市民福祉の向上を目指すこととなり、そのためには長と議会という二代表制の機能を十分に発揮することが必要となります。これが議会改革の論理というものであり、この議会機能を発揮するために必要となる議員報酬や議員定数は、大変重要な位置を占めていることとなります。

よく財政破綻した夕張市のようなことにならないで欲しいといわれますが、これは市長が提案した予算等の内容を、地域民主主義の担い手である議会の機能としての監視機能が働かず、そのまま議決をしていたため、あのような状況になったといわれています。そのようなことを考えれば、長の提案に対する議会の監視機能の発揮は大変重要なものとなります。

また、例えば、議員定数を減らした分を福祉にまわすことはできないのかといわれますが、議員一人当たりの議員報酬や関係費を合わせても「約 1 千万円」であり、市の一般会計の予算規模「約 445 億円」に対して、わずか 0.02% となり、そのような状況で、議員報酬や議員定数を削減し、仮に長に対する監視機能や政策提案機能が低下するということになれば、第二の夕張になる危険性があるともいえます。

重要なのは、地域民主主義の実現として「住民の意見を聞き、議員間で議論し、議会として意思を決定・提示することを通じて、行政改革、さらには市政発展を実現する」ということが大事だということ

であり、そのための取組は、永続的に求められるものです。

そのためには、議員報酬や議員定数は大変重要なものであり、これは、現在の議員を支えるためのものというだけでなく、これからの議員（将来の議員）になる市民を支えるために必要なものであり、多様な層の市民が、安心して議員選挙に出られるような水準が必要とのことから、慎重に検討をしてきたものです。

Ⅲ 最終報告（案）の内容

1 議会活動の範囲と定義について（詳細はP4）

議会活動の範囲については、次のとおりとしました。

A 「会議・委員会」（地方自治法第96条～第102条の2）

本会議や常任委員会などの5つの会議をいいます。

B 「協議又は調整の『場』」（地方自治法第100条第12項に基づき議会活動に含めた場及び法定外会議議員全員協議会や各派代表者会議、広報広聴委員会などの10の会議をいいます。

2 議員活動の範囲と定義について（詳細はP5～7）

議員活動の範囲については、次のとおりとしました。

（次ページ：「議員の活動を公的支援と公務性から見た場合」参照）

- (1) 領域A 会議・委員会における議員活動
- (2) 領域B 協議・調整の「場」における議員活動
- (3) 領域C 領域A及び領域Bに付随する議員活動（会派活動を含む）
- (4) 領域X-1 市民からの相談、各種団体への出席する活動
- (5) 領域X-2 市主催行事への出席

3 議員活動換算日数モデルについて（詳細はP8・9）

議員活動換算日数モデルについては、中間報告では「185日≒1, 478時間」としましたが、再精査・検証した結果、「169日≒1, 354時間」に修正しました。

4 議員報酬モデルについて（詳細はP10～12）

議員報酬モデルについては、中間報告では「860万円（上限）」としましたが、議員活動換算日数モデルの修正に伴い、「770万円（上限）」と算定しました。なお、本市の現在の行財政状況も考慮し、最終的には現行の議員報酬額「750万円」としました。

5 政務調査費について（詳細はP12・13）

政務調査費については、第二の議員報酬ではないことを確認し、その額については、そのときどきの財政事情や社会経済情勢を考慮しながら対応してきているところから、現実問題として、予算の枠もあるため、現行の3万5千円としました。

6 議員定数について（詳細はP14～18）

議員定数については、議員間の討議ができることが重要であり、そのための議員数が何人必要かということを考えながら、検討してきました。

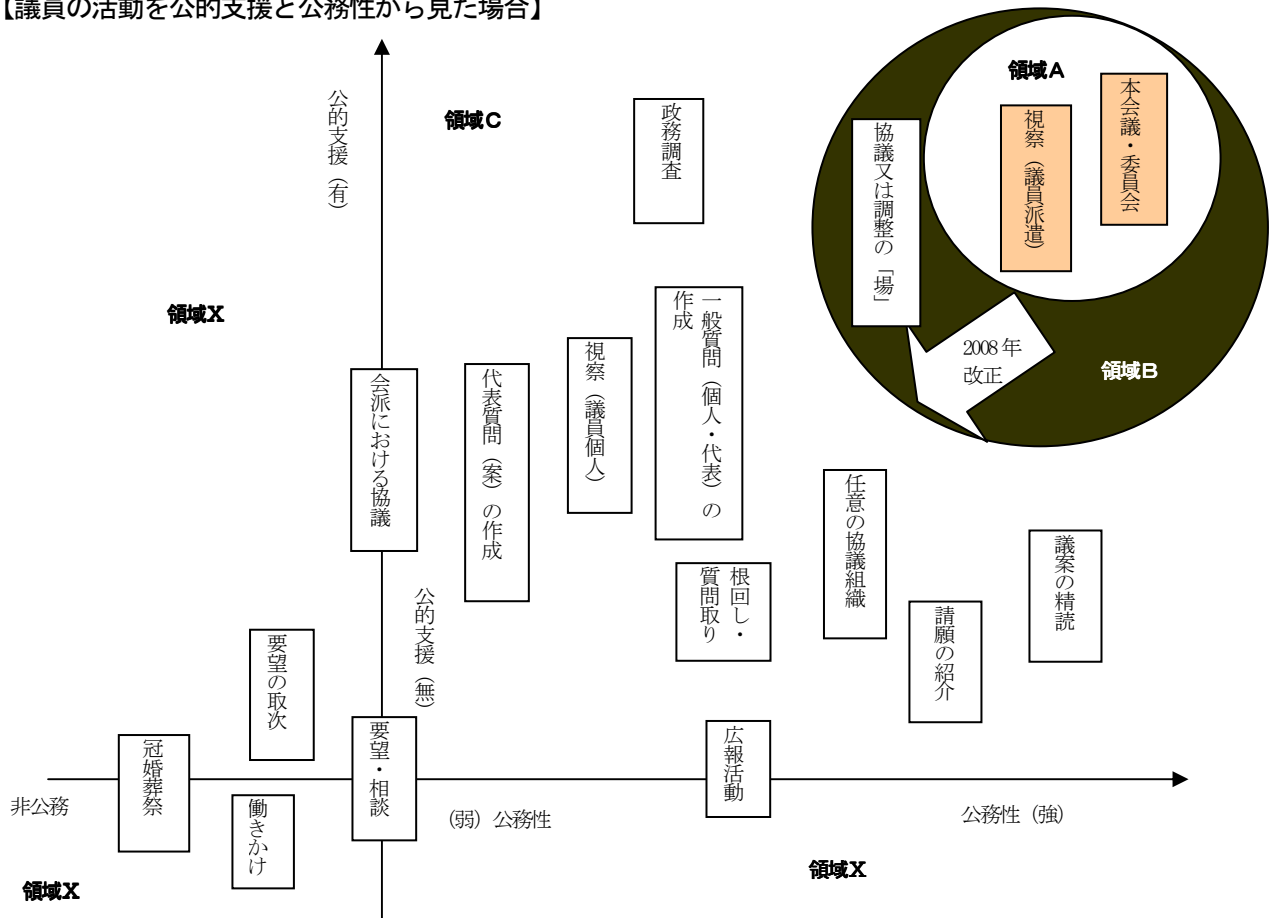
そこで、10人のような少数議会や60人のようなマンモス議会などのモデルを設定し、メリット・デメリットを検証しました。

その結果、最終的に議会制度検討委員会では、「29人」、「33人」、「30人」のいずれかになるのではないかという結論になりましたが、一つに絞らずに、より多様な議論が必要と考え、政策討論会・全体会に三案を提示しました。これを受けて、政策討論会・全体会では、全議員による協議の結果、「30人」を議員定数案とすることに決しました。

IV 市民の皆さんのご意見やご感想をお願いします。

今回の最終報告（案）では、6項目の検討課題についてまとめていますが、市民の皆さんはどう思われますか。「ご意見・ご感想」をお聞かせください。よろしくお願いいたします。

【議員の活動を公的支援と公務性から見た場合】



(自治総合研究所 田口一博氏作成「自治総研2008年10月号」の図に加筆・修正して作成)

1 議会活動の範囲と定義について

議会活動の範囲と定義については、議会活動をめぐる制度の現状と動向を理解したうえで、本市議会としての議会活動の現状を踏まえつつ、会津若松市議会基本条例の基本方向を勘案しながら、議会活動の範囲と議会活動像を協議・検討しました。

1 基本的な議会像の確認

会津若松市議会が目指し、かつ、現在実践している議会像は、会津若松市議会基本条例第2条に規定している議会の活動原則のもと、①市政に対する監視機能及び政策立案機能をもつと同時に、②議会への市民の直接的な参加を組み込み、住民自治の促進を通じて、市民の負託に応え得る議会としました。その内容を式で表せば次のようになります。

協働型議会 = 民意吸収機能 + 監視機能 + 政策立案機能

2 具体的な議会活動の範囲

市民の負託に応え得る議会としての具体的な活動は、次のとおりと確認しました。

A 「会議・委員会」（地方自治法第96条～第102条の2）

- ① 本会議
- ② 常任委員会（4委員会）
- ③ 特別委員会（決算）
- ④ 議会運営委員会
- ⑤ 議員の派遣（福島県議長会研修会等）

B 「協議又は調整の『場』」（地方自治法第100条第12項に基づき議会活動に含めた場及び法定外会議。現時点では⑥、⑦及び⑧のみ法定化。）

- | | | |
|--|---|-----------------------------|
| <ol style="list-style-type: none">⑥ 議員全員協議会⑦ 各派代表者会議 ※議会基本条例⑧ 広報広聴委員会 ※議会基本条例 | } | 「会議規則に規定」
平成20年9月定例会一部改正 |
| <ol style="list-style-type: none">⑨ 常任委員会協議会（4委員会）⑩ 政策討論会（4分科会） ※議会基本条例⑪ 政策討論会（全体会） ※議会基本条例⑫ 政策討論会（議会制度検討委員会） ※議会基本条例⑬ 市民との意見交換会（地区別） ※議会基本条例⑭ 市民との意見交換会（分野別） ※議会基本条例⑮ 議長選挙及び副議長選挙に係る所信表明会 ※議会基本条例 | | |

2 議員活動の範囲と定義について

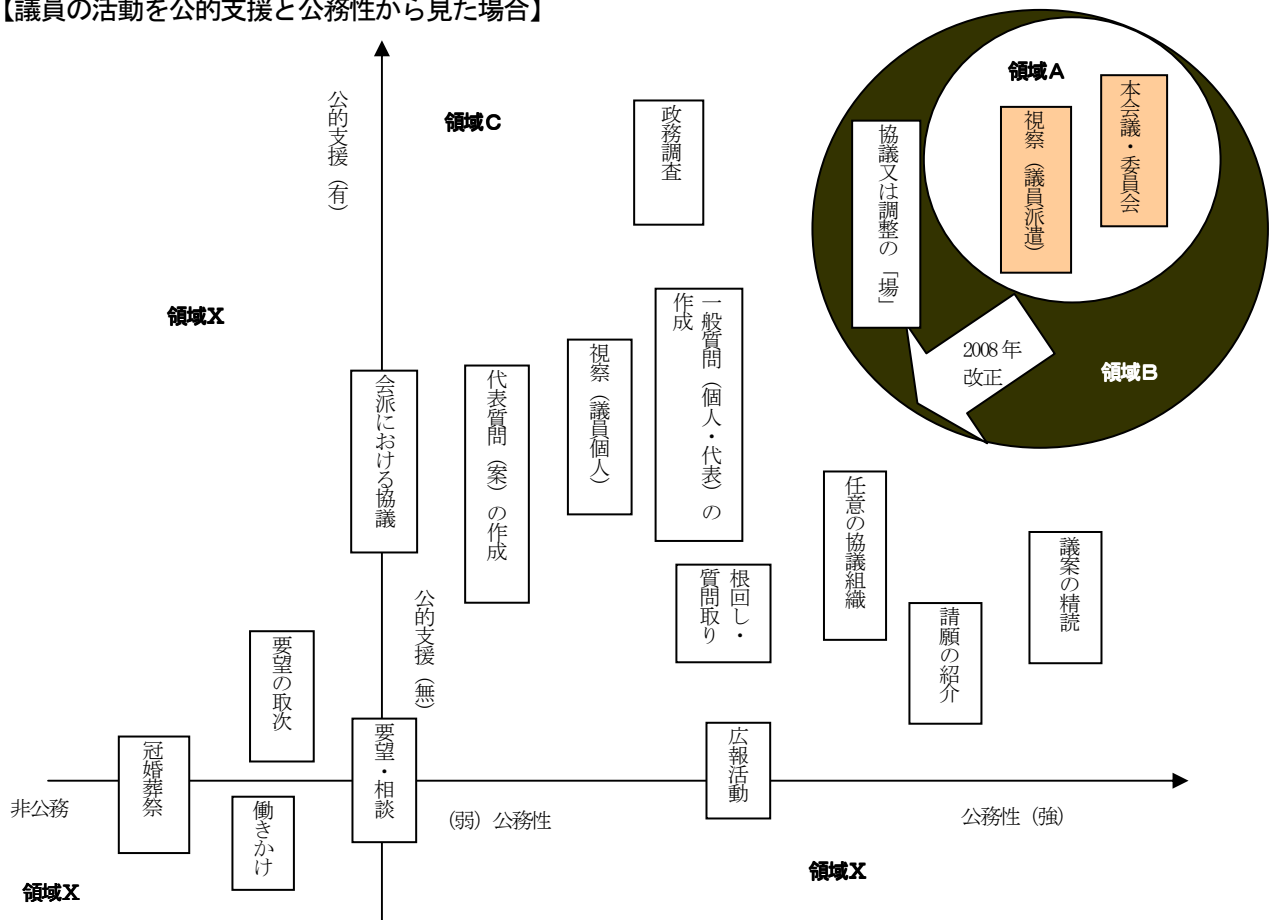
議員活動については、法令上のようなものが議員活動であるかを明確に規定していません。また、議員の身分に関して従来は、非常勤の特別職という捉え方をしていましたが、法令上は常勤であるとも、非常勤であるとも規定をしていません。

そのような中で、議員報酬は議員活動の対価であるとされていますが、何をもって議員活動と捉えるかが問題となります。

議員報酬の前提として議員活動の範囲と定義づけが必要であるところから、会津若松市議会としてどのような活動が議員活動かを検討・協議しました。

議員活動の範囲と定義について、A、B、C、Xの4つの領域（下図参照）を設定し、それぞれに公務性が認められるかどうか協議・検討しました。

【議員の活動を公的支援と公務性から見た場合】



(自治総合研究所 田口一博氏作成「自治総研 2008年10月号」の図に加筆・修正して作成)

1 議員活動の確認

会津若松市議会議員の議員活動については、会津若松市議会基本条例第3条に規定する「議員活動の原則：(議員の職責)」のもと、議員活動の公務性を検討しながらその範囲を確認してきました。その内容については、次のとおりです。

① 領域A (会議・委員会における議員活動)

会議・委員会は、法的な議会活動であり、その会議・委員会に出席し、活動することは当然に「公務性のある議員活動」といえるものであり、議員の職務です。

② 領域B（協議・調整の「場」における議員活動）

協議・調整の場における⑥～⑧の会議については、地方自治法第100条第12項を受け、会議規則に規定した法的な会議であり、その会議に出席し、活動することは当然に、「公務性のある議員活動」であって、議員の職務です。

なお、⑨～⑮の会議については、会議規則における協議・調整の場に規定していませんが、会津若松市議会基本条例に根拠を持つ会議であり、その意味では、これらの会議に出席し、活動することも「公務性のある議員活動」であって、議員の職務となります。

③ 領域C（領域A及び領域Bに付随する議員活動（会派活動を含む））

会議・委員会（領域A）及び協議・調整の場（領域B）に付随する議員活動とは、領域A及び領域Bの会議等において、議案審議や一般質問、政策研究、政策立案等を行うために必要となる「事前準備」に関する「全ての活動（会派で行う活動を含むが、政党活動・政治活動は除く。）」をいいます。

具体的には、本会議における一般質問の原稿作成や議案の精読などの活動、質問準備のための現地調査や調査研究などの活動をいいます。

ここで、一般質問や議案の精読などの活動は、本会議に直接的に必要な活動であり、質問準備のための現地調査や調査研究などの活動は、会議に間接的に必要となる活動といえます。このように、領域Cの活動の中でも、「会議に直接的に付随する活動（C¹）」というものと、「会議に間接的に付随する活動（C²）」というものにわけることができます。（図1）

なお、このC¹及びC²については、会議等（領域A・B）との関係の強弱や職務としての必要性の高低は異なりますが、性質的にはいずれも、領域A・Bに付随する議員活動と評価することができますので、両者とも領域Cに位置付けました。両者の程度の差については、議員活動換算日数モデルにおいて、活動時間（日数）の差として反映をさせたところです。

以上から、領域Cの議員活動なしには、領域A及びBの正式な会議等が運営できないこととなりますので、付随する議員活動としての領域Cについても、公務性のある議員活動に位置付けることとし、議員の職務としたものです。

④-1 領域X（市民からの相談、各種団体への出席する活動）

市民から受ける各種相談・区長会など各種団体への出席は、通説としてその活動に公務性は認められていません。しかし、これらの活動は、会津青年会議所のアンケート調査及び都道府県議会制度研究会の研究成果物では重要な意義を有していることが指摘されています。こうした点を踏まえ、これらの活動についても公務性の付与を認めるべきと考えて、一定の条件を検討したところです。

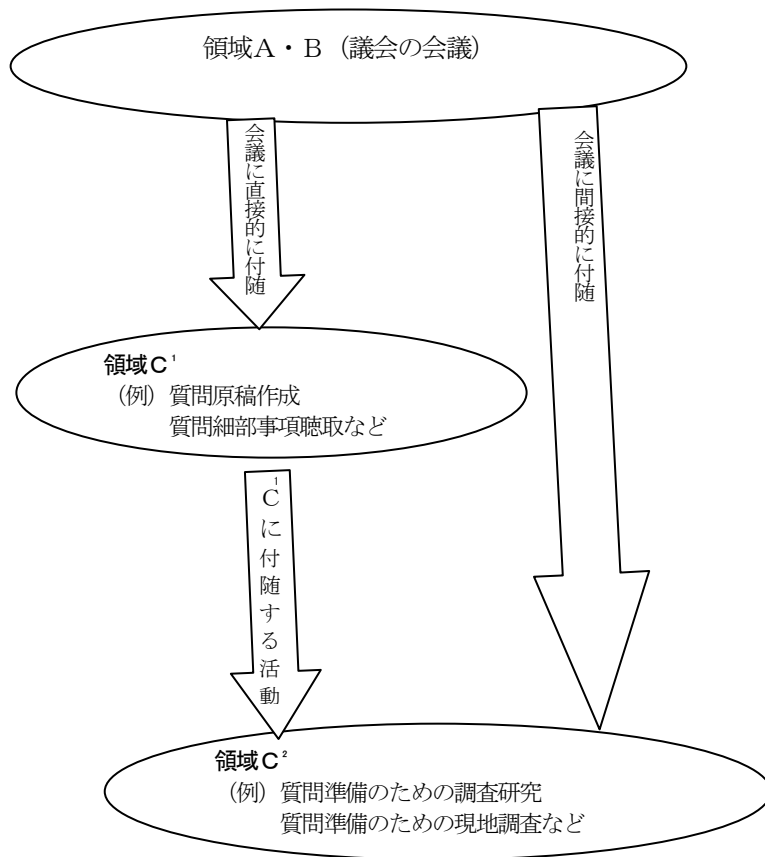
その条件とは、議員が住民と接触活動（市民からの各種要望・相談等）を行う場合、そこで得た情報を議員個人の情報とすることなく、その情報を議会（議長）に報告し、その市民意見が議会内の政策情報として蓄積され、かつ、その後の政策形成サイクルにのせられていく、というものです。このような手続きを実現することで、市民からの要望・相談活動などは、議員個人の活動から議会活動の一部を構成する活動へと変化することにより、公務性が付与され、その結果、議員の職務になるというものです。（図2）

なお、市民から受けた要望を単に執行機関に取り次ぐ行為は、議員の職務には含めていない点に注意が必要です。

④-2 領域X（市主催行事への出席）

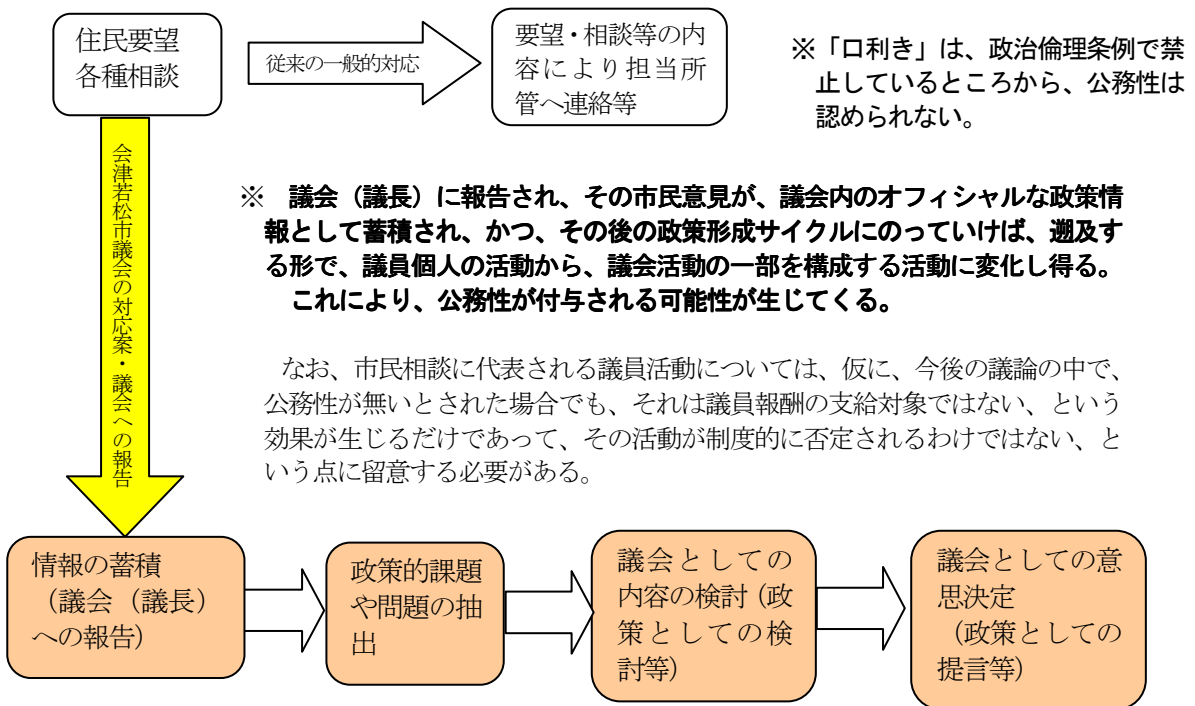
市主催行事への出席については、市の構成はいわゆる執行機関（市長や教育委員会など）と議事機関（議会）であり、議会の構成員たる議員が市の主催（共催）する公の行事に出席することに公務性を認めることとし、議員の職務としたものです。

図1 イメージ：領域A・Bと領域Cとの関係（平成22年5月11日委員会資料より抜粋）



○図2 公務性付与の条件整備

(市民からの各種相談・各種団体への出席の場合)



3 議員活動換算日数モデルについて

議員報酬を試算するにあたっては、「議員報酬は議員活動の対価である」ことを考慮すると、議員活動日数を把握する必要があります。議員一人ひとりの活動は、所属する委員会、特に議会運営委員会や決算特別委員会など、所属する委員会数により異なるため、議員活動の種類等を考えながら、議員活動日数を求めることにしました。その結果、中間報告においては、「185日」というモデルを報告しましたが、平成21年11月の第4回市民との意見交換会において、市民からモデルに疑義が示されたところから、委員会において再精査・検証し、「169日」に修正しました。

【中間報告時モデル】

単位：時間

領域A・B	領域C	領域A・B		領域C	領域X		計
(全体)	(全体)	(個別委員会)		(個別)	(市民要望・相談等)	(市主催行事出席)	
本会議委員会等	本会議委員会等に付随する活動			個別委員会等に付随する活動			
413	747	議会運営委員会に所属する議員の場合	90	18	144	65	1,477
		決算特別委員会に所属する議員の場合	40	45			1,454
		各派代表者会議に所属する議員の場合	90	12			1,471
		広報広聴委員会に所属する議員の場合	69	78			1,516
		議会制度検討委員会に所属する議員の場合	45	60			1,474

H21.11 市民との意見交換会の市民意見（モデルは議員活動の実態を反映しているのか）を受けてモデルを精査・検証し、その結果、中間報告モデルを修正

平均 1,478時間

(換算日数：185日：1,478時間/8時間)

【最終報告における検討結果】

単位：時間

領域A・B	領域C	領域A・B		領域C	領域X		計
(全体)	(全体)	(個別委員会等)		(個別)	(市民要望・相談等)	(市主催行事出席)	
本会議委員会等	本会議委員会等に付随する活動			個別委員会等に付随する活動			
580	462	議会運営委員会に所属する議員の場合	132	24	180	36	1,414
		決算特別委員会に所属する議員の場合	40	45			1,343
		各派代表者会議に所属する議員の場合	90	12			1,360
		広報広聴委員会に所属する議員の場合	69	0			1,327
		議会制度検討委員会に所属する議員の場合	69	0			1,327

平均 1,354時間

(換算日数：169日：1,354時間/8時間)

【議員活動換算日数モデルの基礎となる会議活動機会】

領域A・B (全体)	領域C (全体)	領域A・B (個別)		領域C (個別)	領域X (市民要望等)	領域X (市主催行事出席)	計
115	154	議運	44	8	60	36	417
		決算	5	15			385
		代表者	30	4			399
		広報	23	0			388
		議会制度	23	0			388

平均活動機会 395回(日)

Q&A 1

今回 169 日に修正したというが、年 365 日のうち 169 日は少ない。年間これくらいしか議員活動をしていないのか。

⇒ 議員活動というのは、2 でみたとおりの様々な活動があります。議員活動換算日数モデルでは、それらの様々な活動を、年間の活動時間数(今回は 1,354 時間)として積み上げ、それを一日 8 時間とした場合の日数として、169 日と求めたものです。

この 1,354 時間には、会議や市主催行事への出席時間などの時間しかみておらず、それに伴う移動時間などの、その活動自体以外の時間は含んでいないものです。そういった意味では、日数モデル以上の拘束時間があり、その点を含めれば、それ以上の活動をしているといえます。

例えば、議会運営委員会委員の活動機会「417」に往復の移動時間や待ち時間「1 時間」がかかっているとすれば、「1,354 時間」に「417 時間」を加えた「計 1,771 時間=1,800 時間」が議員活動にかかっていることとなります。

この拘束時間を含めた約 1,800 時間という時間は、一般的な常勤の職員の勤務時間約 2,000 時間と比較してみれば、常勤的な活動時間ということがいえると考えます。

したがって、議員活動換算日数モデル 169 日(1,354 時間)は、実際に活動している日数が 169 日しかなく、1 年の残りの 196 日は活動していない、という意味ではないものです。

Q&A 2

中間報告の 185 日は水増ししておいて、今回の 169 日に修正したのではないか。

⇒ 中間報告では、平成 19・20 年度の活動実績を踏まえて、その時点で考えられる議員活動時間モデルとして、「1,478 時間」を議員活動から積み上げて、一日 8 時間として 185 日に換算しました。

その後、平成 21 年 11 月の市民との意見交換会で、市民の皆さんから「日数モデル 185 日は、裏付けのある数字なのか、妥当性はあるのか」という指摘がありました。そのため、議会制度検討委員会として、議員活動換算日数モデルの再精査・検証を行うことになったものです。

その再精査・検証にあたっては、平成 19・20 年度の実績値だけでなく、平成 21 年度の活動予測値をいれ、さらに委員会委員有志による議員活動実態調査を実施し、平成 22 年度の新たな活動要素(議会運営委員会のサブゼミ方式による事例研究や行政視察に対する議員対応など)を加味したところです。その結果、「1,354 時間」と議員活動時間を積み上げ、一日 8 時間換算として「169 日」と修正したものです。

修正の過程では、領域 A 及び B(全体)の活動時間は「413 時間」から「580 時間」と増加しましたが、領域 C では中間報告で重複計上されていた項目や、正副委員長が対象となる項目に活動時間が計上してあったため、それらの整理を行ったところです。例えば、広報広聴委員会における領域 C は「78 時間」から「0 時間」に、同じく議会制度検討委員会における領域 C も「60 時間」から「0 時間」に減少したところであり、これらを含めた相殺の結果、「1,478 時間：185 日」から「1,354 時間：169 日」へと日数モデルは、減少したものです。

4 議員報酬モデルについて

議員報酬は、議員活動に対する対価とされています。したがって、議員報酬を算定する場合は、議員活動とはどういうものを把握する必要があります。そこで委員会では、まず議員の職責や職務は何かということについて検討を行い、議員活動換算日数モデルを設定し、議員報酬モデルを算定しました。その際には、次の方式により協議・検討を行いました。

①原価（積算）方式

（矢祭町議会日当制を参考とした日当制修正方式・全国町村議会議長会検討案方式）

②比較方式（類似団体等との比較）

③収益方式

その結果、中間報告では相対的に説明力に優れる「全国町村議会議長会検討案方式」により試算した「860万円（上限）」を議員報酬モデルとして設定しましたが、議員活動換算日数モデルの修正に伴い、「770万円（上限）」に修正しました。

1 議員報酬モデルの試算額と最終確認における議員報酬モデル額

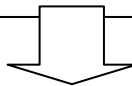
中間報告では、議員報酬モデルについて相対的に説明力に優れる「全国町村議会議長会検討案」を次善の策として採用し、試算した結果、議員報酬モデル860万円（上限）と当初設定したところですが、その後の議員活動換算日数モデルの修正に伴い、「770万円（上限）」に修正したところです。

さらに、議員報酬モデル770万円（上限）については、今回の検討モデルにおける原価方式の援用により算定した議員報酬のモデル額であって、現実の個別具体的な算定手法ではありませんので、これを直ちに議員報酬モデル額にするという性質のものではありません。そこで、本市の現在の行財政状況も考慮し、**現行の議員報酬額「750万円」とすることとしたものです。**

【議員報酬モデル（中間報告）】

1,008,000円（市長給料月額）×（185日/345日）≒540,280円
試算年額（円）：8,609,900円
試算議員報酬月額（円）：540,280円
試算期末手当（円）：2,126,540円

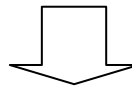
【議員報酬モデル：860万円（上限）】



【議員報酬モデル（最終報告）】

1,008,000円（市長給料月額）×（169日/345日）≒494,000円
試算年額（円）：7,706,400円
試算議員報酬月額（円）：494,000円
試算期末手当（円）：1,778,400円

【議員報酬モデル：770万円（上限）】



※ なお、本市の現在の行財政事情を考慮し、**現行の議員報酬額「750万円」とする。**

【参考】

【現行議員報酬】

年 額 (円)	: 7,503,600 円
議員報酬月額 (円)	: 481,000 円
期末手当 (円)	: 1,731,600 円

Q&A 3

議員報酬モデルを現行の750万円としているが、高いのではないか。

⇒ 日数モデル「169日：1,354時間」というのは、Q&A1でみたように、純粋な活動時間であり、それに伴う移動時間等を含めれば、1,771時間になるものです。この活動時間は、昼間の時間帯で常勤的に行わなければならないと考えます。そうすると、一般的には議員活動をしながら、被雇用者として会社に勤務することは不可能と思われる。そうであれば、議員として活動していくためには、議員報酬以外に生活の手立てはないことになり、議員報酬は、議員活動をしながら生活していけるだけの金額、いわゆる生活給的な水準が必要と考えたものです。

ところで、生活給的なものとしても、金額は高いのではないかという指摘もあるかと思いますが、ここでの議員報酬は、一度、市長の給料月額(1,008,000円)に、議員活動換算日数モデル(169日)と市長の職務日数(345日)の比率(53.6%)を求め、それを市長の給料月額に乗じることによつて770万円というモデルを求めています。

これは、議員と市長のそれぞれの役割は異なりますが、両者ともに同じ住民の選挙で選ばれる公選職としての位置付けにあり、議員の役割(民意の市政への反映、市政の監視、政策提案など)の重要性を考慮したためです。

そして、最終的には、現在の本市の行財政状況を考慮し、**現行の750万円**としたものです。

Q&A 4

今回の議員報酬750万円という結論は、現在の議員の議員報酬を守るために出したのではないか。

⇒ 今回の検討に当たっては、市民福祉の向上を目指すという議会の大命題のもと、議会・議員の役割は大変大きく、かつ、重要なもので、IIで述べた地域民主主義の実現の取組は、永続的になされなければなりません。

とすれば、議員の職責と職務の重要性は、現在、議員を務めている者だけに求められるものではなく、将来、市民の代表として議員になる市民、さらには、その代表を選ぶ側の市民にとっても重要なものであるはずで。

したがって、そのような重要な職務(役務)の対価である議員報酬もまた、現在の議員の議員活動を支えるためのものという意味だけではなく、これからの議員(将来の会津若松市議会議員として市政に参加する者)になる市民を支えるために必要なものですので、議員報酬以外でも生計を維持し得るような特定の層(年金生活者や自営業者など)だけではなく、多様な層の市民が、安心して議員選挙に出られるような一定の議員報酬水準が必要であるということを考えて750万円と設定したものです。

したがって、今回の750万円という議員報酬モデルの検討結果は、現在の議員の議員報酬を守るために出したものではありませんので、この点をご理解をお願いいたします。

Q&A 5

行政改革で様々な削減が行われているのに、議員だけ議員報酬を削減しないのか。

⇒ 今回の議員報酬モデルの検討では、議員報酬については行政改革の論理や削減ありきとの考え方は採らずに検討してきましたが、この間、いわゆる行政改革の論理による削減を進めてこなかったわけではありません。

それは、第1には平成15年8月に発表した「会津若松市行財政再建プログラム」を受けて、平成16年1月から議員報酬の5%をカットし現在も継続しているというものです。その内容として、例えば、月額報酬が25,000円のカットとなっていますので、月額報酬のカットだけでも、毎年「30万円」のカットが平成16年以来、7年継続していることとなります。

さらに、第2には毎年福島県人事委員会における職員の給与に関する勧告（人勧）を踏まえ、市長などの特別職の期末手当の支給率の改正とあわせて議員の期末手当についてもその都度改正し、一定の削減を図ってきたというものです。その内容については、平成19年度と21年度を比較して「約17万円」の削減であり、先ほどの行財政改革プログラムとの合算では、年額「約50万円」の削減をしていることとなります。以上から、議員報酬削減をしていないというものではありませんので、ご理解をお願いいたします。

【行財政再建プログラムによる議員報酬月額のカット】

	議員	月額議員報酬のカット年額
平成8年4月1日	506,000円	25,000円×12月＝300,000円
平成16年1月1日	481,000円	
カット額	25,000円	

【人勧による議員報酬年額の推移】

年度	議員報酬年額 (円)	期末手当月数	内期末手当額 (円)	対19年度差額 (円)
平成19年度	7,676,760	3.30	1,904,760	—
平成20年度	7,665,216	3.28	1,893,216	▲11,544
平成21年度	7,503,600	3.00	1,731,600	▲173,160

5 政務調査費について

政務調査費は、議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し交付するもので、その内容については、各自治体の条例により規定しなければならないこととされています。

政務調査費については、その性格を検討し、現状を把握しながら使途状況と自己評価をし、その額について協議・検討してきたところです。

Q&A 6

政務調査費は、第二の議員報酬ではないのか。

⇒ 政務調査費と議員報酬の支給対象を考えると、両者とも同じ調査研究活動を対象としているように見えます。

ここで、調査研究活動の意義を考えると、「調査研究活動」は、「議員の調査研究活動それ自体の行為」と、「調査研究の手段として必要となる行為（交通手段の確保や資料の購入などの行為）」にわけることができます。

「議員の調査研究活動それ自体の行為」は「議員の役務の提供」そのものですから、議員報酬の対象となります。一方、「調査研究の手段として必要となる行為」は「調査研究に資するために必要な行為」となり、政務調査費の対象となります。

このように「行為自体」と「行為の手段」とわけることによって、議員報酬と政務調査費の対象は異なることとなりますので、政務調査費は第二の議員報酬ではないこととなります。

Q&A 7

そうはいつでも、現実には議員の調査研究以外のものに第二の議員報酬的に使われていないのか。

⇒ 政務調査費は、議員の調査研究に資する経費の一部として交付されるものですが、支出項目の中で、直接調査研究に対するものではないものとして、コピー用紙や筆記具などの消耗品代やパソコン等のリース料にあてられている事務費があります。これは、調査研究に対する直接的な経費ではありませんが、調査研究活動全体を支える必要経費という性格があります。そういった意味では、現時点では政務調査費の対象となるものであり、第二の議員報酬的に使われているものではないと考えています。

しかしながら、裁判例や他自治体の監査報告などを参考に使途状況を確認したところ、広報費に対する考え方や、資料作成費の分類についての考え方及び事務費支出の妥当性について疑問のあるものが見受けられたところから、政務調査費支出の使途については、「議員の調査研究に資する」ものか否かを基本視点として、今後もより適正で、より効率的な使用のあり方を検討していく必要があると考えています。

その際には、裁判例や他自治体の監査報告なども参考としていくものです。

平成21年度政務調査費会派別支出状況

(単位：円)

会派名 項目	市民クラブ (9人)	社会民主党 ・市民連合 (4人)	新生会津 (4人)	公志会 (4人)	公明党 (3人)	日本共産党会 津若松市議団 (2人)	夢クラブ (1人)	會津会 (1人)	自民クラブ (1人)	
会派への交付額 (A)	3,780,000	1,680,000	1,680,000	1,680,000	1,260,000	840,000	420,000	420,000	420,000	
支出 内 訳	研究研修費	828,820	1,329,720	20,000	884,090	318,200	271,480	0	0	
	調査旅費	2,311,290	157,200	648,120	0	269,760	0	39,240	39,240	
	資料作成費	0	0	7,832	36,361	3,031	0	0	0	
	資料購入費	126,000	177,070	416,879	132,770	364,045	19,500	0	0	
	広報費	519,204	0	575,033	745,542	0	601,188	362,250	183,750	209,400
	広聴費	0	0	0	0	0	0	0	0	
	事務費	7,595	94,367	21,734	0	71,739	20,026	19,482	0	245,000
支出合計 (B)	3,792,909	1,758,357	1,689,598	1,798,763	1,026,775	912,194	420,972	222,990	454,400	
差し引き額 (A-B)	▲12,909	▲78,357	▲9,598	▲118,763	233,225	▲72,194	▲972	197,010	▲34,400	
市への返還額	0	0	0	0	233,225	0	0	197,010	0	

※交付額を超える支出については各会派での負担となります。

※交付額は1人当たり月35,000円。

Q&A 8

政務調査費の削減は考えないのか。

⇒ 政務調査費は、市政に関する調査研究活動の手段に対する公的支援です。その充実を図ることは、住民福祉の向上につながると考えられます。

しかしながら、財政事情や社会経済情勢を考慮することも必要です。そういった意味では、額そのもののあり方については、財政状況や社会経済情勢を考慮しながら対応すべきと考えます。

そのようなところから、現実問題として予算の枠もあるため、現状の現行月額3万5千円を政務調査費の額とするものです。

6 議員定数について

議員定数については、市民参加力及び議会・議員支援力という資源とともに、貴重な議会資源の一つとしてとらえたうえで、これら三者によって、いかに議会機能を維持・向上させていくことができるか、という視点から協議・検討しました。その際には、俯瞰的・本質的な検討を行い、さらに、その後の現実的な検討にあたっては、議会機能の生命線は議員間討議であることを重視し、議員間討議ができる議員数を議員定数の重要な基準として採用したところです。

Q&A 9

議員定数案として、30人ということだが、これは現行定数と同じである。なぜ減らさないのか。

⇒ 今回の議員定数案の検討にあたっては、地域民主主義の実現として、「住民の意見を聞き、議員間で議論し、議会として意思を決定・提示することを通じて、行政改革、さらには市政発展を実現する」ために、「議会の生命線は議員間討議であることを重視し、議員間討議ができる議員数を議員定数の重要な基準」として検討してきました。

その中で、まず、10人のような少数議会や60人のようなマンモス議会と30人議会を設定し、その場合の「議会機能」としての「民意吸収機能」、「監視機能」、「政策立案機能」についてメリット・デメリットを検討したところです。その中では、10人のような少数議会や60人のようなマンモス議会では大きなデメリットがあることが確認され、30人規模が残ることとなったものです。

さらに、30人の場合でも、議員定数としては幅があるのではないかという、委員からの提案があり、これを受けて、議会機能を高めることができる定数の検討モデルとして、「29人」、「33人」、「30人」を設定し、それぞれについて検討を加えました。その結果、いずれの場合も議会機能のメリット・デメリットがあり、議会制度検討委員会では一つの案に絞るのではなく、より多様な議論が望ましいとして、政策討論会・全体会に三案を提示したところです。

政策討論会・全体会では、「29人」、「30人」の場合について次のような討論があり、採決に付されました。なお、「33人」の場合については、討論はありませんでした。

① 30人の場合

- ・ 議員間討議は7人が良いか、8人が良いか結論に至っていない。市民との意見交換会では、一班6人が5班体制で市内15箇所で開催している。そういったことを踏まえて、現状の定数30人の熟度をみながら、次のステップに移ればよい。
- ・ 議員は市民全体の奉仕者であり、利益の代弁者であると同時に、地域の代表という側面もある。そういった中で、様々な多様な市民の意見、地域の意見を吸収できる数を確保すべきである。そのためにも必要な人数を確保すべきであるが、現在の社会経済情勢も併せて勘案すれば、「30人」が妥当である。

② 29人の場合

- ・ 「議員活動換算日数モデル 169日：1,354時間」ということを考えれば、まだ議員自体に余力があるとみられると思う。一委員会7人で議員間討議も可能であるところから「29人」が妥当である。

以上のような討論を経て、採決に付したところ、「29人に賛成：5名」、「30人に賛成：19名」、「33人に賛成：0」、「全部の案に反対：3名」、「退席：1名」となり、会津若松市議会案として「30人」となったものです。

Q&A 10

行財政改革のため、一人でも削減するという事は、考えなかったのか。

⇒ 削減案については、「29人」の場合を検討したところです。

この29人の構成については、「29人（7人×4常任委員会+議長）」となり、委員会における議員間討議は確保されますが、次のデメリットがあると考えられたところです。

- ① 30人と比較して、一人とはいえ、市民代表としての議員が一人減ることになるので、議会全体としての民意吸収機能は低下し、把握する民意の量・質は低下する。
- ② 30人と比較し、一委員会とはいえ委員数が一人少ないことから、様々な議員による多様性の点で、監視機能、政策立案機能は低下する。

といった点がデメリットとして考えられたところです。

そういったことから、29人とした場合は、市民代表という人的資源を失うことになり、議会機能の向上にはつながらないと考えられたところです。

なお、政策討論会全体会で協議・検討し、採決に付したところ、「5名」の賛成者となり、今回津若松市議会案としては、採用されなかったものです。

Q&A 11

議員報酬を下げ、定数を増やすという事は考えなかったのか。

⇒ 増員案については、「33人」の場合を検討したところです。

この33人の構成については、「33人（8人×4常任委員会+議長）」となり、委員会における議員間討議は確保され、次のメリットがあると考えられたところです。

- ① 30人と比較して、議会全体として3人議員が増えることによって、議員活動による民意吸収機能は高まる。
- ② 30人と比較して、3委員会委員が一人増えることから、監視機能や政策立案機能の多様性の点で高まる。

一方、デメリットとして、

- ① 議員一人当りの議会費（議員報酬・行政調査旅費・政務調査費）が減ることになり、議員活動に支障が出るのが考えられる。
- ② 議員一人当りの議員活動換算日数モデルによる議員活動量は減少しないまま、議会費が減額という結果になり、議員に対する負担のみが増大する。

ということが考えられます。

以上から、メリット・デメリット双方があり、かつ、デメリットの解消の実現可能性も不透明なところから、33人にするという事は出来ないとなったものです。

なお、政策討論会・全体会で協議・検討し、採決に付したところ、賛成者はいなかったものです。

【議員定数検討シート】

前提条件	<p>1 委員会中心主義であること。 (1) 監視機能・政策立案機能は常任委員会の機能として検討。 (2) 議員間討議が確保されること。 2 民意吸収機能は議会全体の機能として検討。 3 現行の行財政状況を勘案し、議会費(議員報酬総額・行政調査旅費総額・政務調査費総額)は一定とする。</p>
------	--

		29人の場合	33人の場合	30人の場合	25人の場合(参考)
委員会構成		7人×4常任委員会+1(議長)	8人×4常任委員会+1(議長)	8人×1常任委員会+7人×3常任委員会+1(議長)	6人×4常任委員会+1(議長)
議会機能	監視機能(Y2)	(30人と比較して) ●1委員会とはいえ委員数が1人少ない(8人⇒7人)ことから、多様性の点で劣り、監視機能(Y2)は低下する。 ◎江藤教授の議員間討議ができる人数モデルでの最低人数(7人)を満たしていることを踏まえれば、議員間討議は有効に機能する。	(30人と比較して) ◎3委員会では7人から8人に1人増えることから、監視機能(Y2)は多様性の点で高まる。 ◎江藤教授の議員間討議ができる人数モデル(8人)に合致していることを踏まえれば、議員間討議は有効に機能する。 ◎委員会では1人欠席したとしても、議員間討議が有効に機能する。 ●マンモス議会のデメリットである議員1人当りの補佐機能(X3)の低下が懸念される。議会費を一定とした場合、議員1人当りの調査費(行政調査・政策討論会調査費、政務調査費)は減る。 ●また、事務局職員の議員1人当りのマンパワーも低下する。	◎江藤教授の議員間討議ができる人数モデル(7~8人)に合致していることを踏まえれば、議員間討議は有効に機能する。 (29人と比較して) ●モデル上は、議員1人当りの補佐機能(X3)が低下する。 ◎討議機能に差はないが、多様性という点では、監視機能(Y2)は高まる。 (33人と比較して) ●多様性の点で、監視機能(Y2)は低下する。	●少数議会で検討したとおり、1委員会6人となり、7人・8人と比較して多様性の点で、監視機能(Y2)は低下する。 ●江藤教授の議員間討議ができる人数モデル(7~8人)を下回っていることを踏まえれば、委員会の討議は有効に機能しない。
	政策立案機能(Y3)	(30人と比較して) ●1委員会とはいえ委員数が1人少ない(8人⇒7人)ことから、多様性の点で劣り、政策立案機能(Y3)は低下する。 ◎江藤教授の議員間討議ができる人数モデルでの最低人数(7人)を満たしていることを踏まえれば、議員間討議は有効に機能する。	(30人と比較して) ◎3委員会では7人から8人に1人増えることから、政策立案機能(Y3)は多様性等の点で高まる。 ◎江藤教授の議員間討議ができる人数モデル(8人)に合致していることを踏まえれば、議員間討議は有効に機能する。 ◎委員会では1人欠席したとしても、議員間討議が有効に機能する。 ●マンモス議会のデメリットである議員1人当りの補佐機能(X3)の低下が懸念される。議会費を一定とした場合、議員1人当りの調査費(行政調査・政策討論会調査費、政務調査費)は減る。 ●また、事務局職員の議員1人当りのマンパワーも低下する。	◎江藤教授の議員間討議ができる人数モデル(7~8人)に合致していることを踏まえれば、議員間討議は有効に機能する。 (29人と比較して) ●モデル上は、議員1人当りの補佐機能(X3)が低下する。 ◎討議機能に差はないが、多様性という点では、政策立案機能(Y3)は高まる。 (33人と比較して) ●多様性の点で、政策立案機能(Y3)は低下する。	●少数議会で検討したとおり、1委員会6人となり、7人・8人と比較して多様性の点で、政策立案機能(Y3)は低下する。 ●江藤教授の議員間討議ができる人数モデル(7~8人)を下回っていることを踏まえれば、委員会の討議は有効に機能しない。
	民意吸収機能(Y1)	(30人と比較して) ●1人とはいえ市民代表としての議員が減となる(X1)ことから、議会全体として民意吸収機能(Y1)は低下し、把握する民意の量・質が、ともに低下する。	◎議会全体で3人増となるため、議員活動(X1)による民意吸収機能(Y1)が高まる。	(29人と比較して) ◎1人の議員が多いこと(X1)による民意吸収機能(Y1)は高まる。 (33人と比較して) ●3人とはいえ、市民代表としての議員が減る(X1)こととなるから、民意吸収機能(Y1)は低下し、把握する民意の量・質が、ともに低下する。	●議会全体の議員数減により、議員直接による民意吸収機能(Y1)は低下し、把握する民意の量・質が、ともに低下する。
※ Y1(民意吸収機能)は、常任委員会にはないため、議会機能として検討する。					

<p>デメリットを解消するための方策とその実現可能性</p>	<p>30人と比較し、1人とはいえ議員が減ることになるため、議会全体としての民意吸収機能(Y1)、委員会としての監視機能(Y2)及び政策立案機能(Y3)の各機能は低下する。</p> <p>これを解消するための方策として、議員1人分の必要経費(議員報酬・調査旅費・政務調査費)を原資として市民参加力(X2)や議員補佐力(X3)に投入できれば、各機能の向上も可能と考えられる。</p> <p>また、議会費(議員報酬総額)を一定とすれば、1人減の議員報酬(750万円)を議員29人に振り向けることが可能とも考えられる。その場合、議員1人に約26万円をプラスすることになるが、議員報酬モデルでは「770万円」を上限としているところから、770万円を超える「6万円」は他の経費に投入することも考えられる。</p> <p>ただし、現在の予算編成方針等を踏まえれば、議員1人減による必要経費を特定財源として議会費に充てることはできない。</p>	<p>30人と比較し、議会の民意吸収機能(Y1)、監視機能(Y2)及び政策立案機能(Y3)は、向上すると考えられる。その議会機能を発揮させるためには、議員3人増に伴う予算を増額する必要があり、財政的負担が増えることとなる。しかし、ここでは、議会費を一定とする条件があるため、議員3人増による予算の増には結びつかず、議員1人当りの議会費は減ることとなる。</p> <p>議会費一定の前提条件から、行政調査・政策討論会調査費、政務調査費は議員1人あたりでみると、「調査費90,000円⇒83,720円、政務調査費35,000円⇒31,800円」と減額になる。</p> <p>また、前提条件より議員報酬総額を一定とすれば、3人の増により議員1人当りの議員報酬も「月額481,000円⇒434,500円、年間750万円⇒677万円」に減額となる。</p> <p>その解消のためには、議会費の増額が必要となるが、現在のような行財政状況を考慮すれば、その実現はきわめて困難であり、デメリットの解消につながらない。</p>	<p>29人の場合と比較すると、江藤教授の議員間討議ができる人数モデルの7～8人であることを踏まえれば、議員間討議は有効に機能するが、財政的には議員1人分必要経費が多くなることとなる。</p> <p>同様に、33人の場合と比較すると、議員間討議は有効に機能するが、委員会機能や議会機能においては、3人少ないことによる機能の低下がある。しかし、財政的には有利となる。</p>	<p>議員5人が減となることから、民意吸収機能、監視機能及び政策立案機能の各機能は、低下する。それを補てんする方策として、議会モニターや附属機関の設置などが考えられるが、少数議会の検討においては、疑問があるとされたところである。</p> <p>また、5人分の必要経費を議会費に回すことができるかといえ、現在の予算編成方針等を踏まえれば、議会費に充てることはできない。</p>
<p>全体最適性を踏まえた総合評価</p>	<p>江藤教授の議員間討議ができる人数モデルでの最低人数(7人)を満たしていることを踏まえれば、議員間討議は有効に機能するが、30人の場合と比較して議員1人とはいえ減となることから、多様性の点で監視機能(Y2)、政策立案機能(Y3)は低下し、議会全体としての民意吸収機能(Y1)も低下し、把握する民意の量・質が、ともに低下する。</p> <p>また、機能低下を解消するために、議員1人分の必要経費を原資として議会費に充てることのできるかといえ、現在の予算編成方針等からできないということになる。そういったことを考えれば、議員という人的資源や財務資源を同時に失うことにつながる。</p> <p>なお、ここの検討モデル上の内容ではないが、現在の本市議会は議員数29人で運営しており、29人議会の実績はあることになる。</p> <p>しかし、現実問題として市民との意見交換会における5人の子の運営において所属する議員からは、「何とかやりきっているが、説明や意見のやりとりなどの実際上の運営ではかなり厳しい」という、実際の感想がある。</p> <p>また一方では、地区選出の議員がいないことから、地域の問題を解決するために、相談する議員がいないことで困っているとの市民の声もある。</p>	<p>江藤教授の議員間討議ができる人数モデル(8人)を満たしており、議員間討議は有効に機能する。また、30人の場合と比較して議員3人の増は、多様性の点で委員会の監視機能(Y2)及び政策立案機能(Y3)はアップし、また議会としての民意吸収機能(Y1)もアップし、議会全体機能(Y)がアップすることにつながる。</p> <p>ただし、ここで問題となるのは、議会費を一定とした前提条件から、議員増に伴い議員活動を支える議員1人当りの行政調査・政策討論会調査費、政務調査費の減額につながることも、また、議員報酬総額を一定とした場合にも、議員一人当りの議員報酬が減額につながることである。</p> <p>特に、議員報酬については、議員の職務から議員活動換算日数モデルを求め、議員報酬モデルを設定した。その額は、「770万円(上限)」となり、現在の議員報酬額「750万円」とほぼ同額となっている。</p> <p>これが3人の議員増となれば、「677万円」ということになり、約70万円の減額となる。</p> <p>ここで、議員活動換算日数モデルについては、議員1人当りの年間活動量を求めたものであり、議員が増となっても議員1人当りのこの活動量は変わらないものといえる。</p> <p>そういったことを考えれば、減額となる約70万円分は、実質的に議員がボランティアとして負担していることとなる。</p>	<p>29人の場合、33人の場合と比較・検討してきたが、それぞれの場合のメリット・デメリットがあり、双方を中庸としてそなえているのは、30人の場合といえる。</p> <p>委員会機能としては、江藤教授の議員間討議が有効に機能する人数モデルと合致しており、議員間討議は有効に機能する。また、議会全体としての議会機能も、一定程度確保されている。</p>	<p>30人の場合と比較して5人の減となり、その結果、議会機能としての民意吸収機能(Y1)、委員会機能としての監視機能(Y2)や政策立案機能(Y3)は低下し、最終的には議会全体(Y)としての機能が低下することにつながる。</p> <p>また、5人分の議員報酬が減額となるが、各機能の向上につなげるためにその一部を議会費に回せるかといえ、現在の予算編成方針等を踏まえればできないことから、議員5人の減は人的資源も財務資源も失うことのみといえる。</p>

	〔総合評価〕	〔総合評価〕	〔総合評価〕	〔総合評価〕
<p>検討結果 (まとめ)</p>	<p>① 議会機能 ↓ ② 議員活動 ー ③ 活動日数 ー ④ 議員報酬 ー</p> <p>※ 議員活動換算日数モデルから議員報酬モデル「770万円(上限)」を設定したが、現在の行財政状況を勘案し、現行の「750万円」とする。</p> <p>⑤ 政務調査費 ー ⑥ 議員定数 ↓</p>	<p>① 議会機能 ↑ ② 議員活動 ー ③ 活動日数 ー ④ 議員報酬 ↓</p> <p>⑤ 政務調査費 ↓ ⑥ 議員定数 ↑</p>	<p>① 議会機能 ー ② 議員活動 ー ③ 活動日数 ー ④ 議員報酬 ー</p> <p>⑤ 政務調査費 ー ⑥ 議員定数 ー</p>	<p>① 議会機能 ↓ ② 議員活動 ー ③ 活動日数 ー ④ 議員報酬 ー</p> <p>⑤ 政務調査費 ー ⑥ 議員定数 ↓</p>
	<p>議員間討議が有効に機能する議員数ではあるが、30人の場合と比較して議員1人とはいえ減となることから、多様性の点で委員会機能の監視機能(Y2)及び政策立案機能(Y3)は低下し、議会全体としての民意吸収機能(Y1)による民意の把握も量・質ともに低下する。</p> <p>この機能低下を解消する方策については、減員となる議員1人分の必要経費を原資として、議会費に充てることにより各機能の維持・向上を図ることが考えられるが、現在の予算編成方針等からはできないということになる。</p> <p>この結果、議員という人的資源と同時に財務資源を同時に失うこととなり、議会機能の向上には結びつかないこととなる。</p>	<p>議員間討議が有効に機能する議員数であり、また、実際問題として1人の欠席があったとしても、討議は有効に機能する。</p> <p>また、30人の場合と比較して議員3人の増は、多様性の点で委員会の監視機能(Y2)及び政策立案機能(Y3)はアップし、また議会としての民意吸収機能(Y1)もアップすることにつながる。</p> <p>ただし、3人の議員増に伴う予算措置については、問題が残る。ここでの前提条件として議会費は一定としていることから、3人増により議員1人に対する行政調査・政策討論会調査費及び政務調査費、さらには議員報酬は減額ということになる。</p> <p>この結果、議員1人当りの議員活動換算日数モデルによる議員活動量は減少しないまま、調査費及び政務調査費、議員報酬が減額という結果になることから、議員に対する負担のみが増大することとなる。</p> <p>また、議会事務局職員の議員1人に対する議員補佐力も低下することとなる。</p>	<p>議員間討議が有効に機能する議員数である。</p> <p>その中で、29人の場合と比較すれば、わずか1人の違いとはいえ議員1人が多いことから、委員会における監視機能(Y2)及び政策立案機能(Y3)は多様性が増し、議会全体としての民意吸収機能(Y1)も量・質ともに確保される。</p> <p>反対に、33人の場合との比較では、3人少ないということから、委員会における監視機能(Y2)及び政策立案機能(Y3)で多様性が低下し、議会全体としての民意吸収機能(Y1)も量・質ともに低下する。</p> <p>このように、30人の場合は、29人の場合、33人の場合それぞれと比較して、メリット・デメリットそれぞれあるが、その中庸をとった形といえる。</p>	<p>30人の場合と比較して5人の減となり、その結果、議会機能としての民意吸収機能(Y1)、委員会機能としての監視機能(Y2)や政策立案機能(Y3)は低下し、最終的には議会全体(Y)としての機能が低下することにつながる。</p> <p>また、5人分の議員報酬が減額となるが、各機能の向上につなげるためにその一部を議会費に回せるかといえば、現在の予算編成方針等を踏まえればできないことから、議員5人の減は人的資源も財務資源も失うことのみといえる。</p>

7 今後の進め方について

今回、市民の皆さんに報告する「議会活動と議員定数等との関連性及びそのあり方について」の最終報告（案）は以上の内容ですが、最終とりまとめに向けた今後の予定は次のとおりです。

その際には、今回（11月8日から14日まで）の市民との意見交換会で市民の皆様から頂戴したご意見を踏まえて最終とりまとめをしまいたしますので、よろしくご協力のほどお願いいたします。

○ 今後の主な予定

平成22年10月25日 政策討論会・全体会
最終報告（素案）報告～質疑～議員間討議～討論～採決
最終報告（案）決定

11月8日
～14日 市民との意見交換会
最終報告（案）に係る市民との意見交換

11月19日 議会制度検討委員会
市民との意見交換会を踏まえた最終報告（案）の調整

11月24日 政策討論会・全体会
最終報告（案）の修正確認
最終報告の討論～採決

11月24日 議会制度検討委員会
政策討論会・全体会を踏まえた事務調整
議長への最終報告書の提出

※12月定例会（必要がある場合）
議案提案、提案理由説明、質疑、討論、採決